

福祉学習推進校事業助成金交付要綱

1 趣 旨

この要綱は、福祉学習推進校事業実施要綱にもとづき、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 補助の対象

福祉学習や社会福祉活動を行う町内の小学校・中学校・高等学校における取組（信州型コミュニティスクール事業含む）で辰野町社会福祉協議会（以下、辰野町社協という）会長が適当と定めたものとする。

3 補助金の内容

補助金の内容などは次のとおりとする。

区 分	対 象 経 費	補 助 額
推進校補助金	推進校活動に対する補助	1校につき年間 50,000円

4 申請と決定

- (1) 各学校は「福祉学習推進校事業補助金交付申請書」（様式1号）を、指定された期日までに辰野町社協へ提出する。
- (2) 辰野町社協は申請書に基づいて可否を決定し、各学校へ通知をする。
- (3) 交付決定を受けた各学校は「福祉学習推進校事業補助金概算払請求書」（様式2号）を辰野町社協へ提出する。

5 報告書の提出

補助金の交付を受けた各学校は事業終了後、期日までに「福祉学習推進校事業実績報告書」（様式3号）を辰野町社協へ提出する。